

宮 城 県 公 報

令和 7 年 5 月 27 日（火）
定期第 603 号

目 次

告示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退（同）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 令和 2 年宮城県告示第 939 号（優良品種の指定）の一部を改正する告示（みやぎ米推進課）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）

人事委員会

- 人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

宮城県告示第355号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和 7 年 1 月 16 日次の者を指定した。

令和 7 年 5 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
ま っ も と け い せい 松 本 啓 成	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科 内科	大崎クリニック	大崎市鹿島台木間塚字 小谷地 463 番地 6
か し わ ざ き ちから 柏 崎 力	内科	介護老人保健施設サニ ーホーム	岩沼市里の杜 1 丁目 2 番 6 号

宮城県告示第 356 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第1項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和7年5月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所属医療機関の所在地
い せ ひでお 伊勢 秀雄	外科	石巻市立病院	石巻市穀町 15 番1号
かわらだ ひろあき 川原田 博章	内科	かわらだ内科・胃大腸 クリニック	石巻市鑄銭場 1 番 10 号
さく ま まさひこ 佐久間 昌彦	眼科	佐久間眼科小児科医院	石巻市八幡町 1 丁目 3 番 22 号
ただの こういち 只野 光一	内科	石巻市橋浦診療所	石巻市北上町橋浦字大 須 215 番地
たちき かい 立木 楷	内科	医療法人社団仁明会 恵 仁ホーム	石巻市山下町2丁目1番5 号
ち ば じゅん 千葉 淳	内科	大街道じゅんクリニック	石巻市大街道北3丁目4 番 97 号
とみなが ただひろ 富永 忠弘	内科	石巻市寄磯診療所	石巻市寄磯浜赤島2番地 1
にのみや よりよし 二宮 以義	外科 整形外科	二宮外科クリニック	石巻市不動町1丁目7番3 号
ふるやま もとゆき 古山 元之	循環器内科	古山内科・循環器科	石巻市元倉1丁目9番9号 8
あだち よしゆき 安達 悦之	外科	公益財団法人宮城厚生 協会 坂総合病院	塩竈市錦町 16 番5号
にしかわ しょうへい 西川 将平	眼科	公益財団法人宮城厚生 協会 坂総合病院	塩竈市錦町 16 番5号
もりかわ なおと 森川 直人	呼吸器科	公益財団法人宮城厚生 協会 坂総合病院	塩竈市錦町 16 番5号
よしだ しん 吉田 新	内科	公益財団法人宮城厚生 協会 坂総合病院	塩竈市錦町 16 番5号
たまはし せいこ 玉橋 征子	小児科	公益財団法人宮城厚生 協会 坂総合病院	塩竈市錦町 16 番5号
なりた のりお 成田 徳雄	脳神経外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉の沢 8 番 2 号
これかわ かい 是川 海	消化器内科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉の沢 8 番 2 号
さとう てつお 佐藤 徹雄	小児科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉の沢 8 番 2 号
つつみ せいあき 堤 榮昭	泌尿器科 外科	つつみ内科外科こども クリニック	白石市字清水小路 6 番 地

みうら よしくに 三浦 義邦	内科	三浦内科胃腸科クリニック	白石市字東小路 112 番地
なかむら まさお 中村 雅夫	呼吸器科	大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松 5 番地 1
かなざわ きぶろう 金澤 三郎	内科	金沢内科胃腸科	名取市小山 2 丁目 3 番 32 号
くわしま いちろう 桑島 一郎	内科 消化器科 胃腸科	桑島内科消化器科クリニック	名取市箱塚 1 丁目 19 番 35 号
すずき ゆう 鈴木 裕	内科	名取とおる内科・糖尿病クリニック	名取市手倉田八幡 338 番 8 号
わくさわ せいこう 涌澤 成功	眼科	わく沢眼科医院	名取市増田 2 丁目 6 番 12 号
まつした まさと 松下 昌人	泌尿器科	多賀城腎・泌尿器科クリニック	多賀城市桜木 1 丁目 1 番 20 号
たかやま あきら 高山 彰	内科 外科	高山内科胃腸科医院	角田市角田字町 243 番地
よこやま まさかず 横山 正和	内科	金上病院	角田市角田字田町 123 番地
あんどう ゆうすけ 安藤 祐介	外科	金上病院	角田市角田字田町 123 番地
ほんごう ただよし 本郷 忠敬	循環器科 外科	本郷医院	岩沼市中央 3 丁目 4 番 16 号
やすだ そうじゅうろう 安田 荘十郎	内科	安田内科医院	岩沼市大手町 8 番 11 号
さとう こういちろう 佐藤 幸一郎	内科 胃腸科 消化器科	佐幸医院	登米市迫町佐沼字錦 10 番地
さとう としえ 佐藤 敏衛	内科 外科	佐藤医院	登米市豊里町横町 60 番地
みうら もりまさ 三浦 守正	内科	三浦消化器内科	登米市中田町石森字蓬田 195 番地
やしま のりよし 八嶋 徳吉	内科	八嶋中央診療所	登米市石越町南郷字矢作 138 番地
ゆき ふみお 遊佐 不三雄	内科	遊佐内科胃腸科医院	登米市迫町佐沼字南佐沼 1 丁目 4 番 15 号
うじいえ こうよう 氏家 晃洋	外科	氏家医院	栗原市若柳字川南南大通 2 番 10 号
さとう たつ 佐藤 達	内科 小児科	達内科	栗原市築館薬師 4 丁目 3 番 30 号
ひらた すすむ 平田 晋	整形外科	平田内科	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路 133 番地 2

みうら まさあき 三浦 正明	内科 小児科 消化器科	若柳消化器内科	栗原市若柳字川北古川 14 番地
いちはさま じんや 一迫 仁也	眼科	一迫眼科	大崎市古川駅南 3 丁目 36 番地
いちはさま ひさ 一迫 ひさ	眼科	一迫眼科	大崎市古川駅南 3 丁目 36 番地
こやま じゅんたろう 小山 淳 太郎	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3 丁目 8 番 1 号
くまがい しげき 熊谷 茂樹	眼科	熊谷眼科医院	大崎市古川三日町 2 丁 目 1 番 2 号
さくま ひさいち 佐久間 久一	内科	佐久間内科医院	大崎市鹿島台平渡字新 屋敷下 87 番 1 号
すがわら しげる 菅原 茂	内科	公益財団法人宮城厚生 協会 古川民主病院	大崎市古川駅東 2 丁目 11 番 14 号
たかはし いくろう 高橋 郁朗	内科	高橋医院	大崎市古川中里 2 丁目 2 番 25 号
きむら かつみ 木村 克巳	内科 消化器内科 循環器内科 呼吸器科	日吉台きむら内科	富谷市日吉台 1 丁目 21 番 1 号
なかや としひこ 中谷 俊彦	耳鼻咽喉科	中谷クリニック	富谷市成田 2 丁目 1 番 3 号
さとう ひろし 佐藤 宏	外科	医療法人社団北社会 船岡今野病院	柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 5 番 16 号
たかはし しげる 高橋 茂	内科	医療法人社団北社会 船岡今野病院	柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 5 番 16 号
ほうじょう ゆうし 北 條 裕士	内科	しばた協同クリニック	柴田郡柴田町船岡新栄 4 丁目 4 番 1 号
ながぬま ひでかつ 永沼 英一	整形外科	永沼整形外科	柴田郡柴田町船岡東 2 丁目 9 番 34 号
やんべ まこと 山家 誠	内科	山家内科小児科医院	柴田郡川崎町大字前川 字中町 76 番 2 号
かきぬま よしと 柿沼 義人	循環器科	柿沼循環器科	亶理郡亶理町逢隈中泉 字中 178 番 1 号
みかみ まきつぐ 三上 雅嗣	内科	三上医院	亶理郡亶理町字裏城戸 179 番 1 号
いわもと むねやす 岩本 宗泰	内科 リウマチ科 小児科	神谷沢内科クリニック	宮城郡利府町神谷沢字 塚元 36 番 1 号
あかま よしかず 赤間 良和	外科	おのだクリニック	加美郡加美町字下原 38 番 3 号

いとう めいいち 伊藤 明一	循環器科 内科	伊藤医院	加美郡加美町字旧館一 番 80 番 2 号
ささき えいき 佐々木 栄喜	内科	佐々木胃腸科	加美郡加美町字西町 48 番地
すずき おきむ 鈴木 治	内科 呼吸器科 小児科 消化器科 循環器科	鈴木内科医院	加美郡加美町字旧館一 番 17 番地
よこやま しげき 横山 成樹	外科 整形外科	公益財団法人 宮城厚 生協会中新田民主医院	加美郡加美町字矢越 345 番地
みやの まさみつ 宮野 雅光	内科	宮野内科医院	遠田郡涌谷町字桑木荒 113 番 4 号

宮城県告示第357号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 5 月 27 日

宮城県告示第 358 号

令和 2 年宮城県告示第 939 号（優良品種の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。

令和 7 年 5 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 から第 3 の表までを次のように改める。

（１） 稲

種類	品 種 名	来 歴	優良 品種 採用 年次 (※)	出穂 期 (月 日)	成熟 期 (月 日)	草 型	芒の多 少・ 芒の長 短・ ふ先色	品 質	適 地	特 性 概 要
水 稲 う る ち	やまのし ずく	中部 94 号(峰 ひびき) こころまち	平 19	7. 29	9. 4	偏 穂 数 型	少・短・ 白	上 の 中	西部丘陵地 帯、三陸沿 岸地帯及び 山間高冷地 帯	良品質、良食 味。耐冷性は 強。いもち病 に強い。
同	ササニシ キ	奥羽 244 号 (ハツニシ キ) ササシグレ	昭 38	8. 1	9. 15	穂 数 型	稀 少 ・ 短・白	上 の 下	平坦地帯	良食味。稈は やや弱く、耐 倒伏性は弱。 耐 冷 性 は 弱 で、いもち病 に弱い。
同	トヨニシ キ	東北 78 号(サ サニシキ) 奥羽 239 号	昭 49	8. 1	9. 12	中 間 型	少・短・ 白	上 の 中	平坦地帯	強稈。良品質。 いもち病に強 い。
同	ひとめぼ れ	コシヒカリ 初星	平 3	8. 2	9. 10	偏 穂 数 型	やや少・ 短・白	上 の 中	平坦地帯	良品質、極良 食味。耐冷性 強。収数やや 少なく、葉い もちにやや弱 い。
同	まなむす め	チヨニシキ 東北 143 号 (ひとめぼ れ)	平 9	8. 1	9. 9	中 間 型	やや少・ 短・白	上 の 中	平坦地帯及 び西部丘陵 地帯、三陸沿 岸地帯の標 高の低い地 域	耐冷性はやや 強～強。強稈 で耐倒伏性は やや強。極良 食味。いもち 病に強い。
同	東 北 194 号	ササニシキ ひとめぼれ	平 25	8. 2	9. 13	穂 数 型	少・短・ 白	上 の 下	北部・南部平 坦地、仙台湾 沿岸、西部丘 陵地	ササニシキの 食 味 を 継 承 し、良食味。耐 冷性は強、穂 発芽性は難。

										いもち病抵抗性は葉いもちはやや弱、穂いもちは弱。
同	げんきまる	北陸 188 号 まなむすめ	平 22	8.5	9.16	中 間 型	やや少・ 短・白	上 の 中	山間高冷地を除く県下一円(地力が高いほ場)	地力が高いほ場では多収が期待できる。強稈で耐倒伏性は強。いもち病ほ場抵抗性は不明。
同	コシヒカリ	農林 22 号 農林 1 号	平 13	8.12	9.20	中 間 型	稀・短・ 白	上 の 下	南部平坦地帯	良品質、良食味。耐冷性は強で、耐病性、耐倒伏性は弱。
同	つや姫	山形 70 号 東北 164 号	平 21	8.10	9.21	中 間 型	稀・極 短・白	上 の 中	南部平坦地帯を中心とした平坦地帯、仙台湾沿岸地帯	良品質、良食味。短稈で耐倒伏性はやや強。耐冷性は中。穂いもちほ場抵抗性は不明。
水 稲 も ち	みやこが ねもち (こがねもち)	信濃糯 3 号 農林 17 号	昭 33	8.6	9.17	偏 穂 重 型	稀・中・ 褐	上 の 下	山間高冷地を除く県下一円	餅質及び食味良好。いもち病に弱く、耐冷性はやや弱、耐倒伏性は弱。
水 稲 新 形 質 米	ゆきむす び	東北 157 号 (はたじるし) 東 810	平 19	7.26	9.4	偏 穂 数 型	少・短・ 白	上 の 中	西部丘陵地帯の標高の高い地域、三陸沿岸地帯の冷涼な地域、山間高冷地帯	早生の低アミロース米で極良食味。耐冷性は強、耐病性は強、耐倒伏性は中。
同	だて正夢	東北 189 号 (げんきまる) 東 1126	平 28	8.5	9.14	中 間 型	中・やや 短・白	上 の 中	山間高冷地を除く県下一円	白米アミロース含有率が「ひとめぼれ」と「たきたて」の中間で、極良食味。耐倒伏性はやや強、耐冷性は

										強。千粒重は20g 程度で軽い。
同	たきたて	奥羽 343 号 東北 153 号	平 13	8.4	9.16	偏 穂 数 型	少・短・ 白	上 の 中	山間高冷地 を除く県下 一円	低アミロース 米で極良食 味。耐冷性は やや強、耐病 性、耐倒伏性 はやや強。
同	金のいぶ き	たきたて 北陸糯 167 号 (めばえも ち)	平 28	8.5	9.19	偏 穂 数 型	少・短・ 白	中 の 上	山間高冷地 を除く県下 一円	低アミロース 巨大胚品種。 玄米での食味 が優れ、G A B Aやビタミン E 含有量が多 い。耐冷性は 強。いもち病 抵抗性は葉い もちは中、穂 いもちはやや 弱。
水 稻 酒 造 好 適 米	蔵の華	東北 140 号 山田 錦と東 北 140 号の F 1	平 9	8.1	9.9	穂 数 型	中・短・ 白	上 の 下	平坦地帯、西 部丘陵地帯 の標高の低い 地域	心白の発現が 少ない酒造好 適米。穂数が 多く多収。短 稈。耐倒伏性 はやや弱、耐 冷性は強。

(2) 麦

種 類	品 種 名	来 歴	優良 品種 採用 年次	秋 播 性 程 度	出 穂 期 (月 日)	成 熟 期 (月 日)	芒 の 長 短	株 の 開 閉	耐 倒 伏 性	耐 病 性			品 質	概 要
										さ び 病	う ど ん こ 病	赤 か び 病		
小 麦	あ お ば の 恋	関東 105 号と Veery' S の F ₁ 西海 171 号	平 20	Ⅱ	4.27	6.16	やや 長	中	中	中	やや 弱	やや 弱	中 の 上	早生。中稈で耐 倒伏性は中。製 粉歩留まりが高 く、アミロース 含量がやや低く 製麺適性が優れ る。

同	シ ラ ネ コ ム ギ	北陸 49 号 東海 80 号	平 元	IV	5. 1	6. 18	中	閉	強	中	や や 強	中	中 の 上	中稈・強稈で草型も良く、耐寒雪性は強。穂発芽性は難。加工適性が高く、麺用粉として食味も良好である。
同	夏 黄 金	関東 123 号と 東北 214 号の F ₁ ・関東 123 号と 東北 209 号の F ₁ の F ₁ もち盛系 C-3170a	平 28	V	5. 2	6. 18	極 短	や や 開	強	中	中	中	中 の 上	中稈・強稈で耐倒伏性は強。凍上害抵抗性、耐寒性は強。穂発芽性は難。赤かび病抵抗性は中。製パン適性が高く、中華麺にも適する。
大 麦	シ ュ ン ラ イ	ミノリムギ 東山皮 68 号	平 3	I	4. 21	6. 2	や や 長	閉	強	-	や や 弱	や や 弱	中 の 中	中稈・強稈で草型も良く耐倒伏性強。赤かび病、うどんこ病にやや弱く、耐寒性はやや強、耐雪性は中。
同	ホ ワ イ ト フ ア イ バ ー	東山系糯 437 号 東山皮 96 号	平 28	I ～ II	4. 22	6. 4	長	中	や や 強	-	や や 強	や や 弱	中 の 中	中稈で耐倒伏性はやや強。赤かび病にやや弱く、耐寒性はやや強、耐雪性は強。もち性。
同	ミ ノ リ ム ギ	東山皮 1 号 コウゲンムギ	昭 44	IV ～ V	4. 25	6. 5	長	中	や や 強	中	強	中	中 の 中	多収、長稈で株がやや開き、耐倒伏性はやや強。赤かび病は中。耐寒性・耐雪性は強。

(3) 大豆

品 種 名	来 歴	優良 品種 採用 年次	開 花 期 (月 日)	成 熟 期 (月 日)	生 態 型	毛 茸 の 色	茎 長 (cm)	分 枝 数 (本)	子実の			品 質	適 地	特 性 概 要
									種 皮 色	臍 色	形 状			

タ ン レ イ	農林2号 東山6号 (シロメ ユタカ)	昭53	7.28	10.30	中 間 型	白	71	3.9	黄	黄	楕 円	中 の 上	山 間 高 冷 地 を 除 く 県 下 一 円	中生。 茎長は 中茎。 主茎節 数、分 枝数や や少な い。繁 茂量多 いが耐 倒伏性 は 極 強。多 肥条件 は早播 に 適 し、密 植適応 性並び に晩播 適応性 大。立 枯性病 害抵抗 性強。紫 斑病の 発生多 い。ダイ ズシス トセン チュウ 抵抗性 弱。中 粒で粒 揃い良 く品質 良。
あ や こ が ね	東山 124 号 (ハウ レイ) エンレイ	平 11	7.27	10.21	中 間 型	白	91	4.3	黄	黄	球	中 の 上	山 間 高 冷 地 を 除 く 県 下 一 円	中生。 茎長は 中茎。 主茎節 数・分 枝数と

														もやや少ない。耐倒伏性は強。晩播適応性が高い。ウイルス病抵抗性強。ダイズシストセンチュウ抵抗性弱。立枯性病害抵抗性・紫斑病抵抗性中。やや大粒で品質良。豆腐・味噌加工に適する。
タチナガハ	東山 61 号 東 山 系 G627	平 8	7. 28	11. 8	中 間 型	白	79	4. 2	黄	黄	楕 円	中 の 上	山 間 高 冷 地 を 除 く 県 下 一 円	中 の 晩。莖 長は中 莖。分 枝数や や少な い。ウ イルス 病抵抗 性中だ がウイ ルスの 系統に よって

														は抵抗性がない。ダイズシストセンチュウ抵抗性弱。立枯病害抵抗性中。紫斑病抵抗性強。やや大粒で品質良。
きぬさやか	刈系 508 号 刈 交 0459F ₁	平 18	7. 25	10. 16	中 間 型	白	76	4. 9	黄 白	黄	球	中 の 上	山 間 高 冷 地 を 除 く 県 下 一 円	中 の 晩。茎 長は中 茎。分 枝数中 程度。 耐倒伏 性 は 強。ウ イルス 病抵抗 性強。 ダイズ シスト センチ ュウ抵 抗 性 弱。立 枯病害 抵 抗 性、紫 斑病抵 抗性と もにや や強。 中粒で 品 質

														良。青臭みの原因であるリポキシゲナーゼとグループAアセチルサポニンに欠失しており、豆乳・豆腐加工に適する。
すずみのり	東山 199号（タチホマレ） 東山系 X985（東山 212号）	令 4	7.28	11.3	中間型	白	80	4.1	黄	黄	偏球	中の上	山間高冷地を除く県下一円	中の晩。莖長は中莖。分枝数やや少ない。ウイルス病はA～Eの5系統に抵抗性。ダイズシストセンチュウ抵抗性弱。立枯病害抵抗性中。紫斑病抵抗性強。やや大粒で品質

														良。密植適応性や晩播適応性については、優良品種試験の結果から収量性は「タチナガハ」に劣る。
ミヤギシロメ	岩沼在来種の系統分離	昭 36	8. 2	11. 10	中間型	白	99	5. 0	黄白	黄	やや楕円	中の上	県下平地帯	晩生。茎長は長茎。初期生育旺盛、分枝数やや少ないが開張性、本葉大きく受光体勢不良で蔓化・倒伏しやすい。紫斑病抵抗性強。立枯性病害・ダイズシストセンチュウ抵抗性弱。

															極大粒 で品質 良。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第2項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和7年5月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ペガサス薬局	石巻市鑄銭場1-9	令和7年2月1日
ペガサス薬局 鹿ノ又店	石巻市鹿又字新八幡前5	令和7年2月1日
ペガサス薬局 大河原店	柴田郡大河原町字広表 34-9	令和7年2月1日
気仙沼田中前薬局	気仙沼市田中前2丁目 12-9	令和7年2月1日
医療法人社団健育会大崎ひまわり訪問看護ステーション	大崎市古川三日町2丁目3-43	令和7年2月1日
イオンスーパーセンター石巻東店薬局	石巻市流留字七勺1-1	令和7年3月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 64 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和7年5月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名 称	所 在 地
変 更 前	ミリオン薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字小金丁 49-1
変 更 後	アイン薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字小金丁 49-1
変 更 前	ミリオン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前 201-3
変 更 後	アイン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前 201-3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 薬局

名称	所在地	指定年月日
あゆみ野薬局	石巻市あゆみ野 2 丁目 14－2	令和 7 年 5 月 1 日
ドレミファ薬局	栗原市築館字下宮野桜町 48 番 3	令和 7 年 5 月 1 日
薬局アリエス小泉店	大崎市古川小泉字泉 51	令和 7 年 5 月 1 日
えんめい薬局	白石市延命寺北 10－10	令和 7 年 5 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 薬局

名称	所在地	廃止年月日
薬局アリエス小泉店	大崎市古川小泉字泉 41	令和 7 年 4 月 30 日
石巻医薬品センター薬局	石巻市大街道西 2 丁目 1 番 23 号	令和 7 年 4 月 30 日

人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 27 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—1—45

人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（世帯主である職員） 第 3 条　〔略〕 （1）　扶養親族（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>で他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第 10 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者 （2）　〔略〕	（世帯主である職員） 第 3 条　〔略〕 （1）　扶養親族（給与条例第 10 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者 （2）　〔略〕

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

所在地	公署
仙台市青葉区大倉字高畑 34—12 仙台市泉区福岡字蒜但木向 1—83 加美郡加美町字漆沢宮ヶ森 1—17 加美郡加美町宮崎 39—27 加美郡加美町字麓山 1—9 加美郡色麻町黒沢字北條 152 番地 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 155—1 白石市福岡蔵本字長峯 14 番地	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所 仙台地方ダム総合事務所七北田ダム管理事務所 大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所 大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所 大崎広域水道事務所 宮城県加美農業高等学校 蔵王自然の家 白石市立福岡小学校長峯分校

白石市福岡八宮字不忘 107 番地	白石市立福岡小学校不忘分校
白石市福岡深谷字三住 70—3	白石市立深谷小学校三住分校
白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南小学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 25 番地	蔵王町立遠刈田小学校
柴田郡川崎町今宿字町尻 1 番地	川崎町立川崎第二小学校
加美郡加美町上狼塚字東北原 12—1	加美町立広原小学校
加美郡加美町字南寺宿 45 番地	加美町立東小野田小学校
加美郡加美町字上野目高畑 5 番地	加美町立西小野田小学校
加美郡加美町字鹿原水堀 3—1	加美町立鹿原小学校
加美郡加美町宮崎字屋敷一番 6—2	加美町立宮崎小学校
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字神明 127 番地	加美町立賀美石小学校
遠田郡美里町北浦字浦田上 129 番地	美里町立北浦小学校
遠田郡美里町荻塚字朝日壇 78 番地	美里町立中塚小学校
遠田郡美里町青生字中ノ橋 128—1	美里町立青生小学校
気仙沼市塚沢 65 番地	気仙沼市立月立小学校
白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南中学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 16 番地	蔵王町立遠刈田中学校
加美郡加美町字一本杉 12 番地	加美町立中新田中学校
加美郡加美町字中原 23—41	加美町立鳴峰中学校
登米市津山町柳津字館石 6 番地	登米市立津山中学校
仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四 14—3	仙台北警察署熊ヶ根駐在所
遠田郡美里町北浦字道祖神 7—2	遠田警察署北浦駐在所
遠田郡美里町中塚字卯時 18 番地	遠田警察署中塚駐在所
加美郡加美町字長檀 49—6	加美警察署小野田駐在所
加美郡加美町字味ヶ袋大善檀 5—1	加美警察署西小野田駐在所
加美郡加美町宮崎字東町 6—2	加美警察署宮崎駐在所
加美郡色麻町大字上新町 170 番地	加美警察署王城寺原駐在所
柴田郡川崎町青根温泉 2—23	大河原警察署青根駐在所
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町 36 番地	白石警察署遠刈田駐在所
伊具郡丸森町筆甫字中井 2—3	角田警察署筆甫駐在所
伊具郡丸森町大張大蔵字台 30—3	角田警察署大張駐在所

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
(改正条例附則第 12 項又は第 13 項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この項から附則第 5 項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年宮城県条例第 10 号）をいう。
 - (2) 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第 9 項第 2 号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第 9 項第 3 号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (4) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第 9 項第 4 号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - (5) 施行日 改正条例第 1 条の規定の施行の日をいう。
 - (6) 基準日 給与条例第 21 条第 1 項に規定する基準日（その属する月が令和 7 年 11 月から令和 9 年 3 月までのものに限る。）をいう。
- 3 改正条例附則第 12 項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして同条例附則第 10 項及び第 11 項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
 - 4 改正条例附則第 13 項の規則で定める者は、規則 7—53（地域手当）第 11 条第 1 項各号に掲げる職員とする。
 - 5 人事交流等により給料表の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合であって、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかった期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第 10 項及び第 11 項又は第 3 項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。